

# 重要事項説明書

令和6年4月1日

2024年度（令和6年度）

幼稚園型認定こども園

柏ひがし幼稚園

# 重要事項説明書

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (ア) 施設の概要

名称：幼稚園型認定こども園 柏ひがし幼稚園  
所在地：千葉県柏市布施新町1-5-10  
電話番号：04-7132-3415  
代表者：学校法人ワタナベ学園 理事長 美入昌男  
管理者：幼稚園型認定こども園 園長 寺山浩美  
開設年月日：平成30年4月1日

### (イ) 目的

幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

### (ウ) 運営の方針

- (1) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 「当園」は、キリスト教精神に基づく愛と共生の心をもって、思いやりといたわりの心を育む保育を行います。

## 2. 提供する教育（保育）の内容

(ア) 養護（生命の保持、情緒の安定）

(イ) 教育（健康、人間関係、環境、言葉、表現）

(ウ) 食育

上記の各分野において、それぞれの年齢に応じて適切な教育・保育を実施いたします。

### 3. 職員の職種、員数及び職務の内容

令和6年4月1日現在

職 種	員数	常勤	非常勤	職務内容	備考
園 長	1	1		園の統括管理	
主 任	2	2		園長の補佐、教育・保育の実施	
教 諭	13	13	1	教育・保育の実施	育児休業2名
事務職員	1	1		園の事務管理	
園バス 運転手	3	1	2	園バスの運行	株式会社ムサシ興発 株式会社みつばコミュニティ

※職員の職種、員数については変動する場合がありますが、職員配置基準を下回る変動は行いません。

### 4. 教育（教育・保育）を行う日及び時間帯

#### (ア) 1号認定児

月火木金の10時00分から14時00分、水は10時00分から13時00分までの範囲内で、教育を必要とする時間となります。その他保育を必要とする場合は7時30分から10時00分まで又は教育時間終了から19時00分までの範囲内で、一時預かり（預かり保育）を提供します。

#### (イ) 保育標準時間認定に係る保育時間（2号認定児）

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合は、月曜日から土曜日の7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります）。

#### (ウ) 保育短時間認定に係る保育時間（2号認定児）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合は、月曜日から土曜日の8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用料が必要となる場合があります）。

## 5. 教育（教育・保育）を行なわない日

### （ア）1号認定児

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏季休業、冬季休業、春季休業、千葉県民の日、その他園の運営上、園長が必要と認めた日

### （イ）2号認定児

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの間。ただし、土曜日、振替休日、夏季休業中は、該当日に就労している方のみ利用とします。

## 6. 保育料等

### （ア）利用料

入園受入準備費：70,000円（入園時）1・2号認定児対象

教育充実費：3,500円 1・2号認定児対象

登録手数料：3,000円（入園時）1号認定児対象

預かり保育（1号認定児）：（教育標準時間外）

区 分	預かり保育利用時間	金 額
預かり保育料	午前7時30分から午前8時44分	250円（1回あたり）
		1,000円（5日間）
	午前8時45分から午前10時00分	無料
	教育終了後から午後5時30分	600円（1回あたり）
		2,500円（5日間）
	午後5時31分から午後7時00分	8,000円（20日間）
250円（1回あたり）		
土曜日、夏季、冬季及び春季休業中の預かり保育料 （※土曜預かり要就労）	午前7時30分から午前8時29分	250円（1回あたり）
		1,000円（5日間）
	午前8時30分から午後1時00分	750円（1回あたり）
	午後1時01分から午後5時30分	750円（1回あたり）
	午前8時30分から午後5時30分	1,500円（1日）
		5,000円（5日間）
	午後5時31分から午後7時00分	250円（1回あたり）
		1,000円（5日間）

## 延長保育料（2号認定児）

### 保育標準時間認定

午後6時01分から午後7時00分 100円（1回）

### 保育短時間認定

午前7時00分から午後7時30分 100円（1回）

午前7時31分から午後8時29分 100円（1回）

午後4時31分から午後5時30分 100円（1回）

午後5時31分から午後6時30分 100円（1回）

午後6時31分から午後7時00分 100円（1回）

通園バス代：利用者のみ（月額3,500円）

行事参加費：実費（年7,000円程度）

日用品費：実費（年10,000～15,000円程度）

給食費（1号認定児）：（月2,500円～4,200円程度）

給食費（2号認定児）：（月6,900円程度）

※実費負担に係る部分は、年度ごとに社会情勢によって異なるため、別途通知の費用となります。

## （イ）支払方法

教育充実費：自動振替払

通園バス代：自動振替払

給食代：自動振替払

預かり保育料（1号認定児）：利用の翌月に保育料等と併せて自動振替払になります。

延長保育料（2号認定児）：利用の翌月に保育料等と併せて自動振替払になります。

保育用品費、行事費：用品購入または行事参加後の翌月に保育料等と併せて自動振替払になります。

## 7. 利用定員

（ア）1号認定児計 120名

（3歳児 44名 うち満3歳児 6名）

（4歳児 38名）

（5歳児 38名）

（イ）2号認定児計 30名

（3歳児 10名）

（4歳児 10名）

（5歳児 10名）

## 8. 利用の開始及び終了に関する事項等

### <入 園>

#### (ア) 1号認定児

子どもの入園を希望する保護者は、所定の申込書と認定申請用紙に必要事項を記入の上、入園しようとする者が園長に提出し、入園希望児童及び保護者と面接を行い、認定証の交付が通知された後に契約することにより入園を許可します。

定員を超えて入園の希望があるときは、面接で確認した児童の状況を踏まえ、本園の理念に基づく選考を行います。

#### (イ) 2号認定児

子どもの入園を希望する保護者は、所定の申込書と認定申請用紙に必要事項を記入の上、入園しようとする者が居住する市町村に提出し、認定証の交付が通知された後に契約することにより入園を許可します。

入園許可を受けた者は、別に指定する日までに必要書類（【重要事項説明書】）を提出し入園手続を行うことにより入園となります。

### <退 園>

退園、休園及び転園をする場合はその理由を記して保護者から園長に届け出ることにより、退園となります。また、病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、市町村へ報告し調整した後、退園又は休園いただく場合があります。

（2号認定児は、保育の利用の解除申出を園長及び市に提出して下さい。）

### <卒 園>

園児が所定の教育・保育課程を修了したと園長が認めたときは、保育証書を授与します。

## 9. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、幼児の身体の安全を優先させ、当認定こども園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

管轄警察署：柏警察署

管轄消防署：柏市消防局西部消防署富勢分署

地区災害対策本部：布施近隣センター

広域避難場所：布施第二公園、富勢東小学校、あけぼの山公園

## 10. 要望・相談の受付

### (ア) 相談受付担当者

- (1) 氏 名：寺山浩美（園長）、小宮多美枝（主任）
- (2) 受付方法：下記の時間帯に直接又はお電話、FAXで承ります。担当者不在時は当園事務担当にお声かけください。
- (3) 利用時間：8時30分から17時30分
- (4) 電話番号：04-7132-3415
- (5) FAX：04-7132-2460

### (イ) 苦情処理責任者

- (1) 氏 名：寺山浩美（園長）  
電話番号：04-7132-3415

### (ウ) 第三者委員

- (1) 氏 名：舛巴啓二  
電話番号：0422-45-1583
- (2) 氏 名：澤田裕二  
電話番号：048-964-7171

## 11. 保険に関する事項

入園する全ての園児に以下の保険に加入していただくことになります。

### (ア) 災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

保険の内容と金額については、別途加入時に書類を配布いたします。  
保険料は、保育料等と併せて自動振替払になります。

### (イ) JK保険（三井住友海上火災株式会社）

保険内容：賠償保険 身体障害 1事故4億円まで、1人につき1億円まで  
財物損壊 1事故1000万円まで  
保険料は園が負担します。

## 12. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(ア) 本園の職員は、園児又はその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し適切に取り扱います。

(イ) 本園が得た園児又はその家族の個人情報については、本園での教育・保育の提供以外の目的では原則として利用しません。また、外部への情報提供については、個人情報の保護に関する法律23条1項各号に規定される事項を除き、必要に応じて利用幼児又はその家族の同意を得るものとします。

(ウ) 本園の職員は、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を保持します。

(エ) 本園の職員であった者に、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を保持させるため、本園は退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとします。

### 13. 虐待防止に関する事項

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の選定その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

### 14. 給食等について

	提供内容		
	給食		おやつ
	主食	副食	
3歳児	○	○	○(※)
4歳児	○	○	○(※)
5歳児	○	○	○(※)

※2号認定児と1号認定児の延長保育にはおやつがあります。

給食提供について

3・4・5歳児 給食弁当（株式会社さんQ）

<アレルギー対応について>

医師の発行するアレルギー指示書に基づき、アレルギーのあるお子さまには、除去食を提供いたします。